

「包摂基準書」

平成 24 年 3 月

総 務 省

「包 摂 基 準 書」

目 次

1. はじめに	1
2. 包摂基準	3
3. 文字構成要素について	5
4. 配置について	6
5. 画数について	7
6. デザイン差の基準について	8
7. 文字同定を行うための手順	13

参考 1. デザイン差の参考

- (1) 「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示第 2 号）（付）字体についての解説
- (2) 汎用電子情報交換環境整備プログラム「同定基準【原案】」
(2004. 10. 21 附属資料 4-15)

参考 2. 類似文字の参考

- (1) 昭和 58 年 3 月 22 日付け法務省民二第 1500 号通達
- (2) 平成 2 年 10 月 20 日付け法務省民二第 5200 号通達
- (3) 平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7005 号、第 7006 号通達
- (4) 平成 22 年 11 月 30 日付け法務省民一第 2905 号通達

1. はじめに

本書は、平成 23 年度に実施された「市区町村が使用する外字の実態調査」において用いた文字同定の基準をまとめたものです。

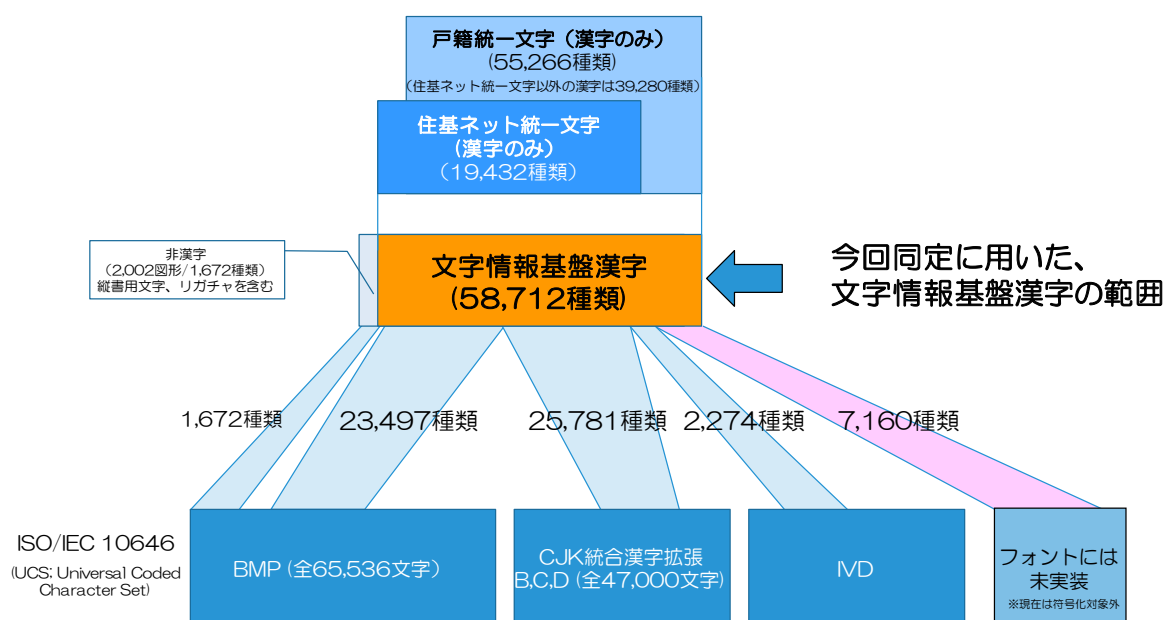
「市区町村が使用する外字の実態調査」は、市区町村が独自に作成、使用する外字の総数等の状況を把握するとともに、今後文字活用の共通基盤として広く普及することを目指して構築されている文字情報基盤漢字（※）との同定作業を実施し、市区町村外字の実態を取りまとめることを目的として行われたものです。

この「包摂基準書」を活用して、各市区町村の抱える文字管理課題の課題と、外字運用の負荷が少しでも軽減することを切に望みます。

※ 文字情報基盤漢字

文字情報基盤漢字は、経済産業省において電子政府を推進するため、行政機関としての情報処理に必要となる文字基盤を整備しており、平成22年度においては、戸籍統一文字と住民基本台帳ネットワーク統一文字（以下「住基ネット統一文字」という。）の整理を目的とした文字情報基盤構築事業を行い、誰でも無償で利用できる文字情報基盤である IPAmj 明朝フォントと文字属性情報を整備しています。

◆ 文字情報基盤漢字の概要



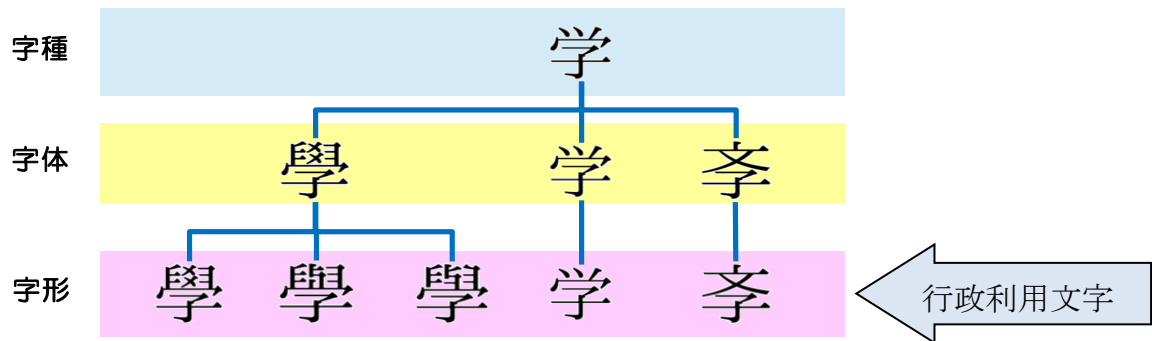
※ 文字情報基盤のホームページ

<http://ossipedia.ipa.go.jp/ipamjfont/>

2. 包摂基準

この包摂基準は、文字情報基盤漢字と同定しようとする文字を「字種」や「字体」のレベルではなく、「字形」レベルで同定し包摂することを目的としました。

◆ 字種・字体・字形の関係



この「学」の例のように、文字は字種・字体・字形というように3つの階層で関係性が表現されます。一目でわかる通り、日常的に行政で利用している「氏名」等の文字は、「字形」レベルで使い分けをしています。

この「字形」レベルでの包摂基準を以下に示します。

(1) 字形一致

全ての文字構成要素の配置・画数・形状が一致した文字

(2) デザイン差

全ての文字構成要素の配置・画数が同じであるが、文字構成要素の形状の一部が、デザイン差の基準の範囲内で異なっている文字

(3) 類似文字

文字情報基盤漢字に類似字形が存在するが、(1) もしくは (2) の基準に当てはまらない文字

(4) 同定不可能文字

文字情報基盤漢字に類似字形が存在しない文字、変体仮名及び記号など

※ 分類した種別について

- a. 「字形一致」と「デザイン差」に同定された文字は、字形レベルで文字情報基盤漢字と一致している文字と判断しました。
- b. 「類似文字」については、以下のように様々な文字が含まれますので、そのまま利用すべきか、正字等に置き換えて利用すべきか判断が必要な文字です。
 - ① 誤字・・・戸籍では実際に利用されていない可能性の高い文字
 - ② 簡体字・・・住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）附則第 3 条により多くが置き換えられ、実際に住民票では利用されていない可能性の高い文字
 - ③ 俗字など・・・現に戸籍で利用されている可能性が高い文字
- c. 「同定不可能文字」については、文字情報基盤漢字に含まれていないが漢和辞典等に含まれている文字や、変体仮名、記号等が含まれますので、このまま利用できるかどうかについては判断が必要な文字です。

3. 文字構成要素について

文字構成要素とは、文字を構成する部品のことを指しており、構成要素の最小単位は、構成要素自身が文字と認識できる単位と定義しています。

以下に、文字構成要素の分け方の例を示します。

◆「松」の例

「松」は、大きく分けると「木」と「公」に分けられます。

さらに、「公」は、「ハ」と「ム」に分けられます。

「松」の文字構成要素は、「木」、「ハ」、「ム」と定義されます。

◆「吉」の例

「吉」は、大きく分けると「士」と「口」に分けられます。

「士」と「口」は、これ以上分けられません。

※ 注意 「士」は、「十」と「一」とは分離できません。

「吉」の文字構成要素は、「士」と「口」と定義されます。

◆「欠」の例

「欠」は、これ以上分けられません。

「欠」のように、全体が一つの文字構成要素である例も数多く存在します。

4. 配置について

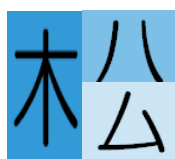
文字構成要素の配置とは、各文字構成要素が上下左右等にそれぞれ何処に配置されているかを定義しています。「へん」、「かんむり」、「かまえ」、「つくり」等と類似したものと考えると理解しやすいと思います。

以下に、配置の例を示します。

◆ 「松」の例

「松」の文字構成要素は、「木」、「八」、「ム」と定義されます。

3つの構成要素の配置が異なると、字形だけではなく字体も変わってしまいます。

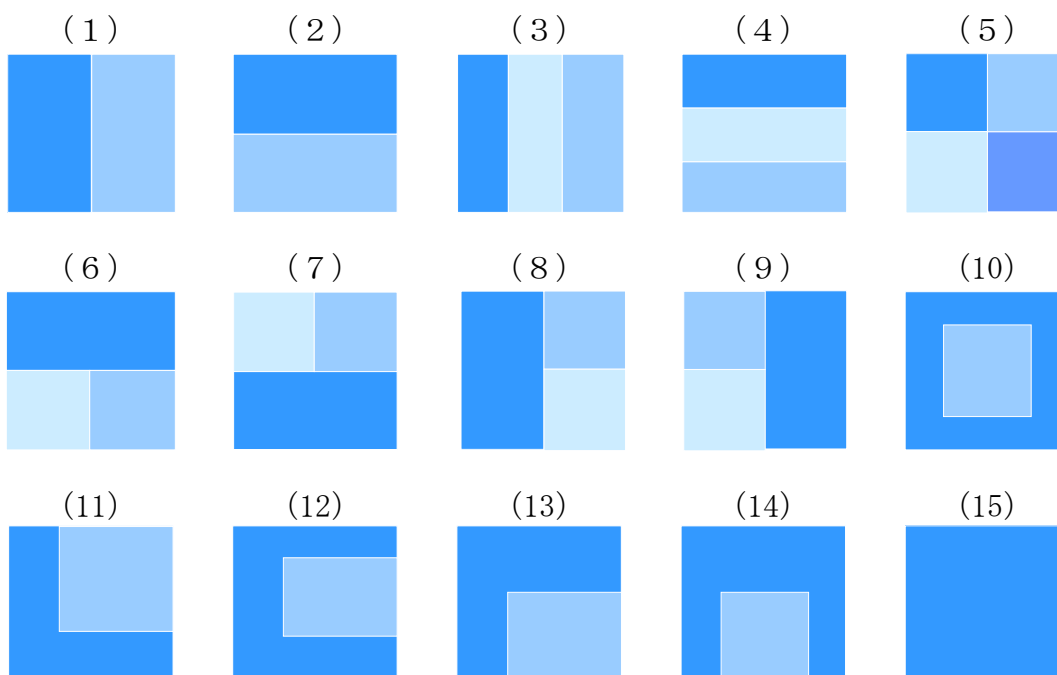


「松」



「叢」

◆ 配置の参考例



5. 画数について

文字構成要素の画数とは、文字構成要素単位の画数と定義しています。

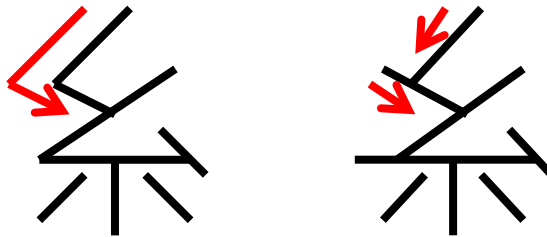
文字の中には、明朝体等デザインの特性により画数が増えて見える（デザイン上の増画）場合もありますので注意が必要です。

以下に、デザイン上で注意しなければならない例を示します。

◆「糸」の例

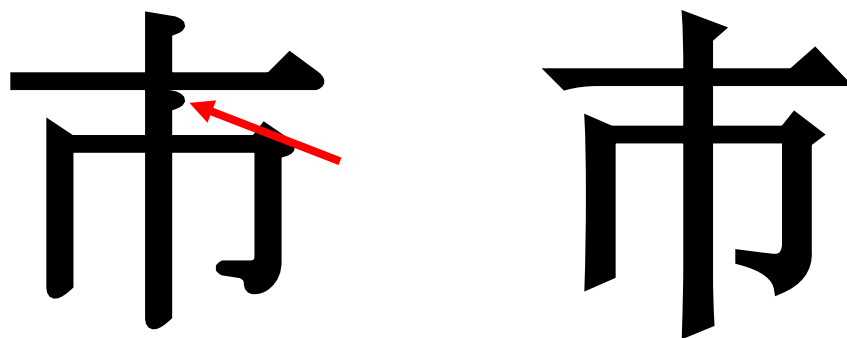
「糸」は6画ですが、明朝体デザインでみると、1画目の曲げが2画に見えます。

その他に、「衣」、「長」、「食」などもデザイン上の増画の例です。



◆「市」と「市」の例

「市」は5画ですが、「市」は4画です。明朝体デザインを拡大してみると「市」は5画目の先端に墨溜まりが付いています。



画数などを判断する際に、墨溜まりの有無により、連続する画なのか、それぞれ分離された画なのかを判断する目安とすることができます。

6. デザイン差の基準について

「常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）（付）字体についての解説」と「汎用電子情報交換環境整備プログラム 同定基準【原案】（2004. 10. 21 附属資料 4-15）」を参考にした上で、特に画数の違いに注視し、デザイン差の判断基準を定義しました。また、新字体と旧字体の関係が明らかな文字については、デザイン差の基準の範囲内であっても類似文字として判断することと定義しました。

以下にデザイン差の基準とそれぞれの例を示します。

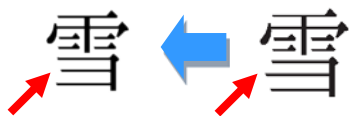
① 大小・高低

文字構成要素の大きさの違いや、文字構成要素がデザインされている高さの違いについて、文字構成要素の配置の違いにならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



② 長短

文字構成要素内のそれぞれの画の長さについて、文字構成要素の字義（土と土のように）が変わらない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



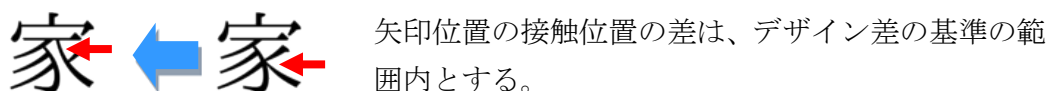
③ 接触非接触

文字構成要素内の画と画の接触及び非接触について、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



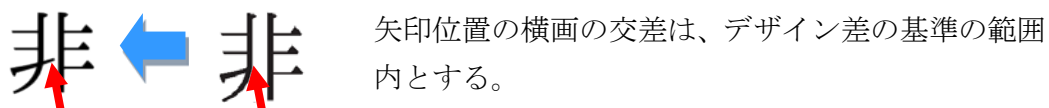
④ 接触位置

文字構成要素内の画の接触位置について、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



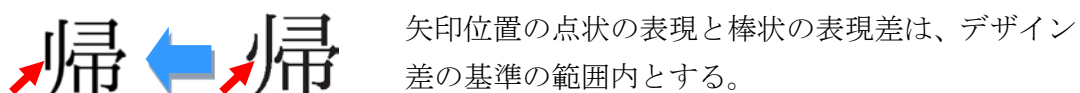
⑤ 交差有無

文字構成要素内の画と画の交差、画の突き抜けについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



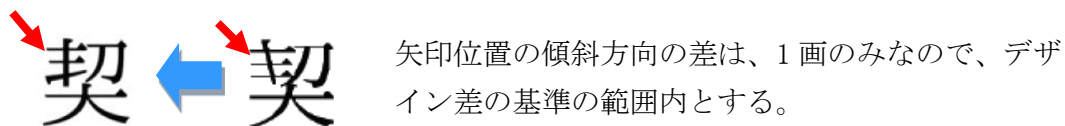
⑥ 点か棒か

文字構成要素内の画の点状の表現と棒状の表現差について、棒状の表現が極端に長さの違いが無い範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



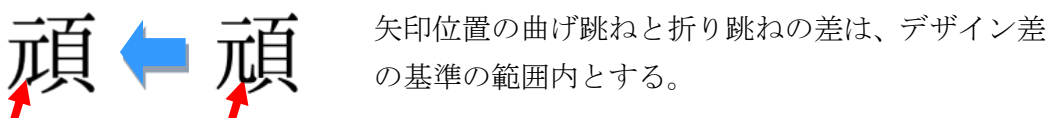
⑦ 傾斜方向

文字構成要素内の画の傾斜について、傾斜方向が違う画が1画のみであるなど少数の範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



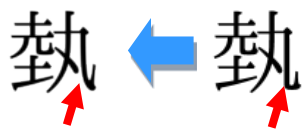
⑧ 曲げ方折り方

文字構成要素内のいわゆる曲げ跳ねと折り跳ねについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



⑨ 曲げ方跳ね方

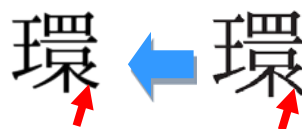
文字構成要素内の曲げ跳ねと跳ねについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



矢印位置の曲げ跳ねと跳ねの差は、デザイン差の基準の範囲内とする。

⑩ 止め払い

文字構成要素内の止めと払いについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



矢印位置の止めと払いの差は、デザイン差の基準の範囲内とする。

⑪ 止め抜き

文字構成要素内の止めと抜きについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



矢印位置の抜きと止めの差は、デザイン差の基準の範囲内とする。

⑫ 止め跳ね

文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねについて、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



矢印位置の曲げ止めと曲げ跳ねの差は、デザイン差の基準の範囲内とする。

⑬ 運筆方向

文字構成要素内のデザイン上の運筆方向の差について、文字構成要素の画数の違いとならない範囲は、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



矢印位置のデザイン上の運筆方向の差は、デザイン差の基準の範囲内とする。

⑭ 見かけ上の画数の違い

文字構成要素内のデザイン上の画数の違いについては、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



⑮ 八屋根

文字構成要素内のデザイン上のいわゆる八屋根については、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



⑯ 筆おさえ

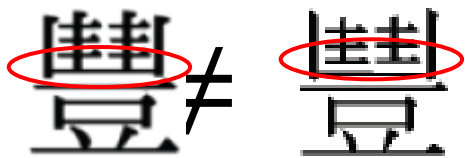
文字構成要素内のデザイン上のいわゆる筆おさえについては、デザイン差の基準の範囲内であると定義しました。



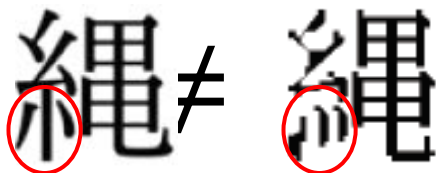
(参考) デザイン差の基準の範囲を超える例

今回設定したデザイン差の基準の範囲を超える例を以下に示します。

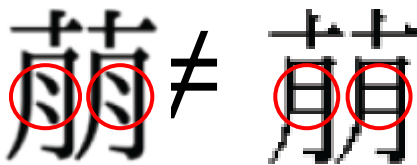
① 「交差有無」の範囲を超える例



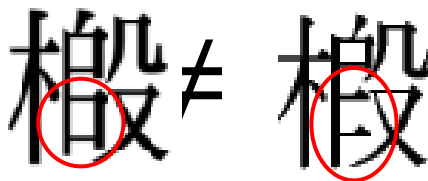
② 「点か棒か」の範囲を超える例



③ 「傾斜方向」又は「点か棒か」の範囲を超える例



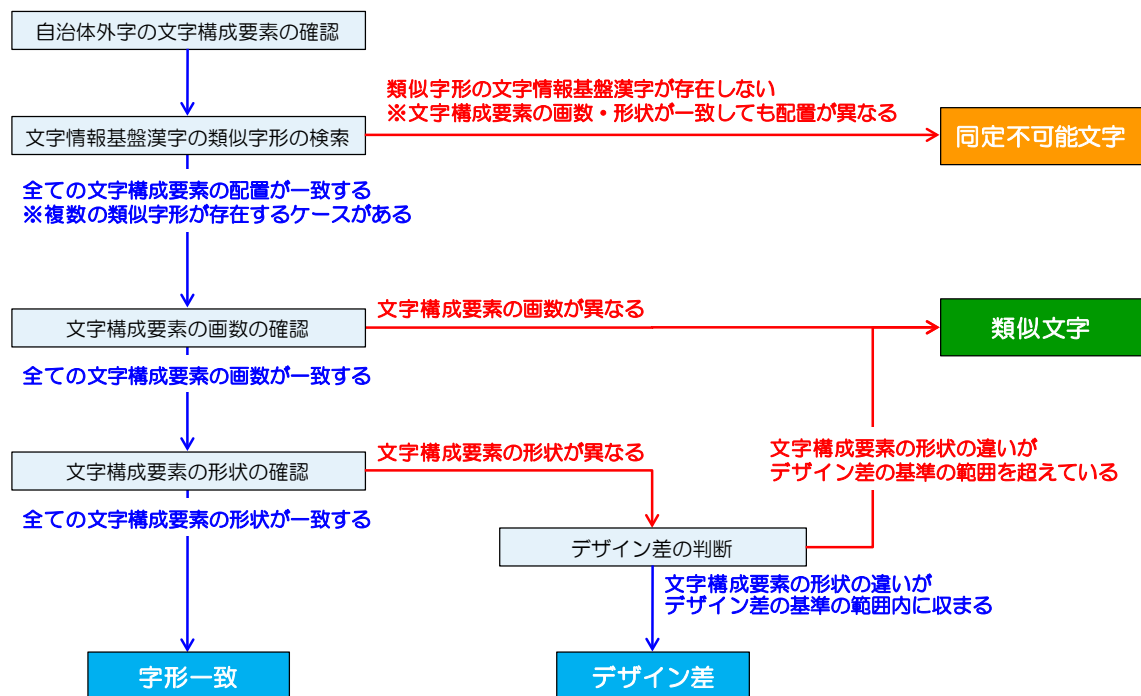
④ 「見かけ上の画数の違い」ではない例



7. 文字同定を行うための手順

包摂基準に基づき文字同定を行った手順を以下に示します。

◆ 包摂基準に基づいた文字同定の作業手順



(1) 事前準備

本調査では、同定先の字形は IPAmj 明朝フォントを、文字コードは MJ 文字図形名を設定し、検索情報としては文字情報基盤の文字属性情報を利用しました。また、同定先の文字字形（フォント）と文字コードを確認し事前に見える化を行いました。

実際に市区町村で同定を実施する場合でも、同定先の文字字形を検索するための文字情報整備や、同定する文字の見える化などを事前に済ませておく必要があります。

（２）文字構成要素の確認

同定しようとしている外字等の文字構成要素について、文字構成要素は何と何か、文字構成要素の配置パターンはどれか、文字構成要素毎の画数は幾つかを事前に確認しました。

（３）類似する文字の検索

同定しようとしている外字等が、同定先の文字字形のどの文字に類似するかを検索しました。この作業では、できる限り多くの類似する文字を探すことが重要なので、これは類似する文字でないなどの判断は行わずに、より多くの文字を検索する工夫をしました。

文字の検索では、部首、画数、音読み、訓読み等を用いて検索しますが、見つからない場合は画数を１画から２画増減して検索してみると類似する文字が見つかることがあります。

（４）同定不可能文字の判定

検索を行った結果、１文字も類似する文字が発見できなかった場合、「同定不可能文字」と判断しました。

（５）画数の確認

見つかった類似する文字に対して、次に画数の確認を行いました。全ての文字構成要素の画数が一つでも異なる文字は「類似文字」と判断しました。

※注意 画数の確認ではデザインによる画数の違いにも注意して画数を確認する必要があります。

（６）形状の確認

全ての文字構成要素の形状が一致している文字は「字形一致」としました。文字構成要素の形状が一箇所でも異なる文字は、次のデザイン差の確認を行います。

(7) デザイン差の確認

文字構成要素の形状が違う部分について、デザイン差の基準を適用して、デザイン差の基準の範囲内か、デザイン差の基準の範囲を超えるかを判断しました。デザイン差の基準の範囲内の文字は「デザイン差」と判断しました。

デザイン差の基準の範囲を超える形状差がある文字は「類似文字」と判断しました。

以上のような手順で、文字を「字形一致」、「デザイン差」、「類似文字」、「同定不可能文字」に分類することができます。

参考 1. デザイン差の参考

(1) 「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)

(付) 字体についての解説

（付） 字体についての解説

第1 明朝体のデザインについて

常用漢字表では、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体のうちの一種を例に用いて示した。現在、一般に使用されている明朝体の各種書体には、同じ字でありながら、微細なところで形の相違の見られるものがある。しかし、各種の明朝体を検討してみると、それらの相違はいずれも書体設計上の表現の差、すなわちデザインの違いに属する事柄であって、字体の違いではないと考えられるものである。つまり、それらの相違は、字体の上からは全く問題にする必要のないものである。以下に、分類して、その例を示す。

なお、ここに挙げているデザイン差は、現実には異なる字形がそれぞれ使われていて、かつ、その実態に配慮すると、字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよいと判断したものである。すなわち、実態として存在する異字形を、デザインの差と、字体の差に分けて整理することがその趣旨であり、明朝体字形を新たに作り出す場合に適用し得るデザイン差の範囲を示したのではない。また、ここに挙げているデザイン差は、おおむね「筆写の楷書字形において見ることが出来る字形の異なり」と捉えることも可能である。

1 ヘンとつくり等の組合せ方について

（1）大小、高低などに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
硬 硬 吸 吸 頃 頃

（2）はなれているか、接触しているかに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
睡 睡 異 ← 異 ← 挨 挨

2 点画の組合せ方について

（1）長短に関する例

→ 雪 → 雪 → 雪 満 ← 満 ← 無 ← 無 ← 斎 ← 斎 ←

（2）つけるか、はなすかに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
兎 兎 備 ← 備 ← 奔 奔 溺 ← 溺 ←
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
空 空 湿 ← 湿 ← 吹 吹 冥 ← 冥 ←

(3) 接触の位置に関する例

→岸→岸 家←家← 脈 脈 脈
蚕 蚕 印 印 →蓋→蓋

(4) 交わるか、交わらないかに関する例

聴 聴 非 非 祭←祭←
→存→存 →孝→孝 射 射

(5) その他

→芽→芽→芽 夢 夢 夢

3 点画の性質について

(1) 点か、棒（画）かに関する例

→帰→帰 班 班 均 均 麗 麗 蔑 蔑

(2) 傾斜，方向に関する例

考←考← 値 値 望←望←

(3) 曲げ方，折り方に関する例

勢←勢← 競 競 頑 頑 頑 →災→災

(4) 「筆押さえ」等の有無に関する例

→芝→芝 →更→更 伎 伎
八 八 八 公 公 公 雲←雲←

(5) とめるか，はらうかに関する例

環←環← 泰←泰← 談←談←
医←医← 継←継← 園 園

(6) とめるか、ぬくかに関する例

耳_← 耳_← 邦_↗ 邦_↗ 街_↗ 街_↗ 餌_← 餌_←

(7) はねるか、とめるかに関する例

四_← 四_← 配_↘ 配_↘ 換_← 換_← 湾_↘ 湾_↘

(8) その他

→次→次 →姿→姿

4 特定の字種に適用されるデザイン差について

「特定の字種に適用されるデザイン差」とは、以下の(1)～(5)それぞれの字種にのみ適用されるデザイン差のことである。したがって、それぞれに具体的な字形として示されているデザイン差を他の字種にまで及ぼすことはできない。

なお、(4)に掲げる「叱」と「叱」は本来別字とされるが、その使用実態から見て、異体の関係にある同字と認めることができる。

(1) 牙_↘・牙_↘・牙_↘

(2) 韓_↘・韓_↘・韓_↘

(3) 茨_↗・茨_↗・茨_↗

(4) 叱_↖・叱_↖

(5) 𣎵_↖・𣎵_↖

第2 明朝体と筆写の楷書との関係について

常用漢字表では、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体のうちの一種を例に用いて示した。このことは、これによって筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない。字体としては同じであっても、1, 2に示すように明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきものである。

さらに、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差は、3に示すように、字体（文字の骨組み）の違いに及ぶ場合もある。

以下に、分類して、それぞれの例を示す。いずれも「明朝体―手書き（筆写の楷書）」という形で、左側に明朝体、右側にそれを手書きした例を示す。

1 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの

（1）折り方に関する例

衣 — 衣 去 — 去 玄 — 玄

（2）点画の組合せ方に関する例

人 — 人 家 — 家 北 — 北

（3）「筆押さえ」等に関する例

芝 — 芝 史 — 史
入 — 入 八 — 八

（4）曲直に関する例

子 — 子 手 — 手 了 — 了

（5）その他

讠・讠 — 讠 夂 — 夂 心 — 心

2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

雨 — 雨 雨
無 — 無 無

戸 — 戸 戸 戸

(2) 方向に関する例

風 — 風 風
仰 — 仰 仰

比 — 比 比

糸 — 糸 糸 糸 — 糸 糸 糸 — 糸 糸
主 — 主 主 年 — 年 年 年

言 — 言 言 言

(3) つけるか、はなすかに関する例

又 — 又 又
月 — 月 月
条 — 条 条

文 — 文 文

保 — 保 保

(4) はらうか、とめるかに関する例

奥 — 奥 奥
角 — 角 角

公 — 公 公
骨 — 骨 骨

(5) はねるか、とめるかに関する例

切 — 切 切 切
酒 — 酒 酒
穴 — 穴 穴 穴

改 — 改 改 改
陸 — 陸 陸 陸

木 — 木 木
糸 — 糸 糸
環 — 環 環

来 — 来 来
𠂔 — 𠂔 𠂔

(6) その他

令 — 令 令
女 — 女 女

外 — 外 外 外
叱 — 叱 叱 叱

3 筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの

以下に示す例で、括弧内は印刷文字である明朝体の字形に倣って書いたものであるが、筆写の楷書ではどちらの字形で書いても差し支えない。なお、括弧内の字形の方が、筆写字形としても一般的な場合がある。

(1) 方向に関する例

淫 — 淫 (淫)
煎 — 煎 (煎)
溺 — 溺 (溺)

恣 — 恣 (恣)
嘲 — 嘲 (嘲)
蔽 — 蔽 (蔽)

(2) 点画の簡略化に関する例

葛 — 葛 (葛)
僅 — 僅 (僅)
箋 — 箋 (箋)
賭 — 賭 (賭)

嗅 — 嗅 (嗅)
餌 — 餌 (餌)
填 — 填 (填)
頰 — 頰 (頰)

(3) その他

惧－惧(惧)

稽－稽(稽)

詮－詮(詮)

抄－抄(抄)

剥－剥(剥)

喻－喻(喻)

参考 1. デザイン差の参考

(2) 汎用電子情報交換環境整備プログラム

「同定基準【原案】」

(2004. 10. 21 附属資料 4-15)

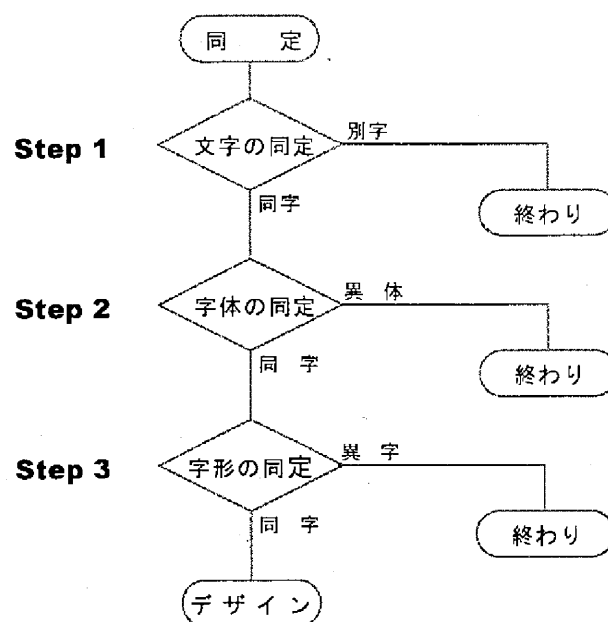
同定基準【原案】

1. 本資料の目的

本資料は、本プロジェクトにおける新規作成文字と、そのデザインを決定するための同定基準を体系的に整理し、同定作業のための指針に供することを意図してまとめたものである。

2. 文字同定ということ

文字のデザイン同定を行うということは、文字そのものの同定に深く関わっている。「デザイン同定」がまったく独立に存在するわけではない。したがって、同定作業は次に示す手順を踏む必要がある。



デザイン同定作業は、常にここに示した一連の判断を行っているものであり、文字（ここでは漢字を対象とする）そのものの字体・字形に対する理解の前提なくして、単にデザインだけを論ずることは無意味である。当然、字体・字形と書体との関係もきわめて緊密である。たとえば行書の骨格を保持したままで明朝体を設計することは原理的に不可能である。

さらに重要なことは、「文字一般」という概念は、同定においては希薄であることを、あらかじめ認識しておく必要がある。すなわち最終的には個々の文字についての検証が必要である。

具体的な例で説明する。

『常用漢字表』の“（付）字体についての解説 第1 明朝体活字のデザインについて”

には、いくつかのデザインの違いに属する事柄が解説されている。この中に長短に関する例があり、雪、満、無、斎が事例として挙げられているが、この例を「上」に適用することはできない。

また、交わるか交わらないかに関して、聴、非、祭、存などの例も挙げられているが、これを「田」に適用したとすれば「甲」、「由」、「申」のいずれでもよいことになってしまう。「刀」に適用すれば、「力」もデザイン差とされてしまうであろう。よく知られた例としては「己・巳・已」を挙げることができる。このように、文字の種類によっては、わずかな「出る・出ない」、「付く・付かない」が文字種の違いになり得る場合と、単なるデザイン差としてよい場合があるのである。

このことは、あまりにも当然であるように思えるが、まず、この事実をしっかり認識することからはじめなければならない。すなわち、

- ・ 大小・高低
- ・ 接触・非接触
- ・ 長短
- ・ 接触の位置
- ・ 交差の有無
- ・ 点画
- ・ 傾斜・方向
- ・ 曲げ方・折り方
- ・ 止め・払い
- ・ 止め・抜き
- ・ はね・止め

などが「デザイン差である」ということは、いずれも特定の文字群について言えるものであって、漢字全般に普遍的に適用可能なものではないのである。

そこでデザイン同定の前提としては、上記フロー図に示したように、まず「文字同定」から始めなければならない（別の言い方をすれば、デザインによって文字種が変わってしまうことがないように注意を払わなければならない、ということでもある）。

文字同定については、ここではこれ以上論ずることは差し控える。

3. 字体同定について

以下にデザイン同定について論ずるが、この判断は

- ① デザイン差であるものは字体の差ではない
- ② 字体差となってしまうようなデザインは採用できない

という両面がある。本来はどちらも同じことを言っている。そこで、字体差の定義を明確にすれば、デザインの領域が明確になることになる。

このような考え方の基に、ここでは字体の同定基準について検討する。

この件については、すでに日本規格協会・文字フォント開発・普及センターの活動として、平成元年～平成3年度『異体字に関する調査研究』、同平成5～7年度『字形データベース化

に関する調査研究』によって、概要の調査研究を実施しているので、必要に応じて参照していただきたい。

ここでは、この成果を踏まえて字体同定基準に対する考え方を記載する。

基本的な基準を以下のように区分して考えることが可能であろう。二つの文字を比較したとき（当然、これらの文字が別字ではないという同定結果が得られている前提である）、

① 部分字形の構成の違いがある場合は異体字とする

この違いは、筆順の違いとして現れる場合もある。ただし、すべての文字について筆順がユニークに定義されているものではないので、厳密性に欠けるため、筆順の違いは本項に含むものとする。

② 画数の違いがある場合は異体字とする

例外的に、明朝体のデザインに特有の「見掛けの画数違い」という現象があるが、これについては同字に包摂する（以下の②詳説を参照）

③ 運筆の方向違いがある場合はデザイン差とはみない（下記③の解説参照）

この表現は、「デザイン差とはみないが、そのことがただちに異体字であることを宣言するものではない」ということを示すものである。

④ 部分字形の配置の違いがある場合は異体字とする

⑤ 新字体・旧字体の差がある場合は異体字とする

ここでは、文字を構成する部分字形に着目し、比較する文字の間に、新字体・旧字体の差を特定する部分字形が用いられている場合に、この文字間には異体字の関係が存在するものと判断するということである。

⑥ 一見して部分形状の差が顕著である場合はデザイン差とはみない（下記⑥の解説参照）

なお、「デザイン差とはみない」という表現の解釈は上記③項に準じる。

以下に、この区分の内容について事例を交えながら簡単に解説する。

① 部分字形の構成内容の違い

これは、たとえば以下の例に示すように、画数が同じで文字全体の構成位置も同じであっても、構成部品が異なれば異体字とみなすということである。

縦か横か、ということについても、部分字形として取り上げれば構成が違うと言える場合もある。

「立」の一画目が縦か横かという違いは多く見られるが、楷書体を様式化した明朝体に特有のデザイン上のデフォルメと考えれば、この差は異体字とは言えないし、この見解が妥当であろう。

同様に、明朝体には、楷書体を様式化しつつ、しかも筆法を踏襲しようとする試みがいくつもなされている。一例を挙げれば、はねと押さえは「速度の差」であり、字体そのものの差とは考えにくい。つまり、早く書けば払い、ゆっくり書けば止めるというのが文字の筆写の原則である。明朝体も、実は筆の持つ速度を含めた様式化がされているのは、「一」の起筆から終筆までの字形を見れば分かる。つまり、もともと明朝体には「速度成分」があるのである。

ちなみに、伝統的楷書体ではほとんどはねない箇所が、康熙字典以来の明朝体では、はねるようになっていたり、逆に伝統的楷書体では必ずはねていた部分が、明朝体になってはねなくなった、という歴史的流れも存在する。

「はらう・おさえる」の差を字体差とせず、デザイン差と見る根拠も、速度成分という考え方に基づく。ゆっくり（あるいは「しっかり」）書こうとすれば終筆は押さえることになり、早く（あるいは「速く」）書こうとすれば払う、というのが自然の筆法であろう。したがって、これは字体差とはならない。

なお、「土」と「キ」は、縦画が下の横画を突き抜けているかいないか、という観点と、書き順の違いという観点での、ふたつの評価が可能である。ここでは、前述したように必ずしも一定の書き順が定着しているとは限らない文字も多いことから、これらは「構成内容の違い」に包含した。

a. 字形例

No.	項 目	字 形
1	厂 がんだれ	厂 : 𠩺
2	冂 えんがまえ	冂 : 𠔁
3	及 およぶ	及 : 及
4	己 おのれ	己 : 巳 : 巳
5	告 つげる	告 : 告
6	巽 たつみ	巽 : 巽
7	專	專 : 專

b. 文字例

部分字形の構成要素が違ふ文字例

幟	幟	宵	宵	竦	竦	暴	暴
調	調	巖	巖	慥	慥	褓	褓
隄	隄	闥	闥	鉅	鉅		

② 画数の違い

いってんしんによる、にてんしんによるの違い、あるいは三画のくさかんむり、四画のくさかんむりの違いに代表されるものである。これを「構成内容の違い」と定義しても、もちろん誤りとは言えない。しかし、画数の違いが特徴的な文字は、この項に分類した。

なお、ここで言う画数は、あくまでも正規の画数であり、見かけの画数に引きずられてはならない。具体的には、「𠂔」によく見られる折り曲げ部分の突出については対象とはしない。より卑近な例としては「衣」がある。4画目が、見かけ上二つに分離したストロークに見えるが、これは明朝体特有のデザイン表現によるものであり、こうした差は対象としない、ということである。なお、柿と柿を同定する向きもまったくなわけではないが、画数が違うだけでなく、義も異なる以上、文字種の違いである。

a. 字形例

No.	項 目	字 形
1	𠂔 しんにゅう	𠂔 : 𠂔
2	示 しめずへん	示 : 示
3	𠂔 くさかんむり	𠂔 : 𠂔
4	黒 くろ	黒 : 黒

5	兔 うさぎ	兔：兔
6	韋 なめしがわ (𠂔 𠂔 𠂔)	𠂔：𠂔
7	𠂔 すでのつくり (𠂔 𠂔 𠂔)	𠂔：𠂔
8	牙 きば (𠂔 𠂔 𠂔)	𠂔：𠂔

b. 文字例

画数が違う文字例							
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔

③ 運筆の方向の違い

同じ横画に見えるストロークであっても、右に運筆する場合と左に運筆する場合とでは、その部分要素は異なるとみておくべきであろう。ただし、このことをもって異体字と定義するということについては専門の学説を待たねばならない。そういう意味で「デザイン差とはみない」という表現にした。

「ソ」と「ハ」の違いを、この面から説明することも不可能ではないが、これについては⑤項の「新字体・旧字体の差」として分類している。

a. 字形例

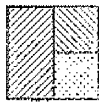
No.	項 目	字 形
1	月 つき、にくづき	月：月
2	戸 とびらのと	戸：戸
3	次 つき	次：次
4	勺 しゃく	勺：勺
5	七 さじのひ	七：七
6	刃 やいば	刃：刃：刃
7	吞 のむ	吞：吞
8	戌 いぬ	戌：戌
9	黽 つとめる	黽：黽

b. 文字例

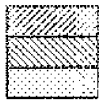
運筆の方向が異なる文字例	
垆垆 昀昀 籜籜 俞俞	紉紉 眞眞

④ 部分字形の配置の違い

配置の違いとは、たとえば「松」は、木+八+ムから成り立っているが、これらの配置は

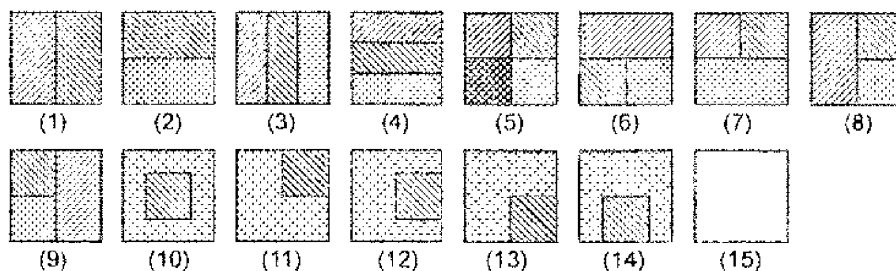


である。しかし「姿」は、同じ部分字形集合であっても、その配置は、



となり、まったく異なる。このような場合は字体差と言える。

ちなみに、前述の『字形データベース化に関する調査研究』では、位置情報のパターンとして次の15種類を規定した（ただし、字形データベース構築のための文字属性のひとつとして定めたものであり、目的は異なることをお断りする）。



今回の目的に沿って分析すれば、この15種類だけでは足りないかもしれないが、たとえば「荊」の例では、(6)と(9)の違いとして定義でき、異体字と結論付けることが可能である。

a. 字形例

No.	項 目	字 形
1	 の位置 (他の形状にも適用)	荊：荊

b. 文字例

部分字形の配置が違ふ文字例
曳 曳

⑤ 新字体・旧字体の差

これについての厳密な解釈は難しい。もともとは昭和 24 年に当用漢字字体表が制定されたときにできた用語であり、したがって当用漢字と、その前に用いられていた漢字のそれぞれが、新字体、旧字体という呼称で区別されるようになったのである。

したがって、「学」⇔「學」、「徳」⇔「德」なども新旧の関係にある。しかし、たとえば後者の例で、一本の横画の有無が新旧字体の特徴を現す、というように敷衍して考えることには無理がある。

したがって、いわゆる「ハ」か「ソ」かというような、部分字形の違いとして一般化が可能なものを選んで、例示している。

しかし、過去に角川書店『新字源』の第 245 版で調査した結果では、「丈」「交」「使」「便」「又」「史」「吏」については、筆押さえの有無で新旧字体を峻別している。

また、「八」「公」「分」は、八屋根の有無で新旧字体を峻別している。

このルールに従えば、筆押さえ、八屋根の有無は字体差ということになるが、これは汎用的なルールとは呼べないであろう。

a. 字形例

No.	項 目	字 形
1	食 しょくへん	食 : 食

2	羽 はね	羽：羽
3	弱 よわい	弱：弱
4	𠂔 のつ	𠂔：𠂔
5	益 えき	益：益
6	卷 まく	卷：卷
7	产	产：产
8	空 から	空：空
9	冉 ぜん	冉：冉
10	酉 おき	酉：酉
11	肖 しょう	肖：肖
12	平 たいち	平：平
13	青 あお	青：青

14	半 はん	𠀤 : 𠀥
15	尚 なお	尚 : 𠂔
16	亡 ぼう	亡 : 亡
17	兼 かねる	兼 : 兼
18	入屋根 「全」 (入 : へ)	へ : 入

b. 文字例

新字体・旧字体の文字例	
祝祝	𩇑𩇑
𩇑𩇑	𩇑𩇑
𩇑𩇑	𩇑𩇑
𩇑𩇑	𩇑𩇑

⑥ 一見して部分形状の差が顕著である場合

これは漢字学（または字形論）とは馴染まない解釈かもしれないが、一般の人々の感覚からみて、妥当と考えられる指標である。要するに、パッとみて違いがはっきりしているものについては、デザイン差以上の差があるとする考え方である。したがって、この差をもって異体字と断定するものではない。

これを基準と呼べるかどうかという議論はあり得ることは承知しているが、ある程度、漢字に馴染んでいるという前提での「常識的判断」を期待したものである。

a. 字形例

なし

b. 文字例

一見して部分字形の差が顕著である文字例					
中	山	角	角	賢	賢
辰	辰	角	角	賢	賢
弭	弭	橋	橋	琴	琴
捷	捷	蘊	蘊	橋	橋
				崎	崎

以下の文字はデザイン差の範囲内と判断され、同定して差し支えないと判断される文字例である。最初に述べたように、これらの基準が漢字全体に敷衍できるものではないので、最終的には個々に判断することになる。

項目	文 字 例
接触・非接触	𠂇𠂇 規規 𣎵𣎵 煒煒 邾邾 𢆶𢆶 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 「日、日」と違い書き分けがない場合は同じと見なす 書き方、画数により同じだと見なせる場合は同じと見なす
接触の位置	台台 𠂇𠂇 𣎵𣎵
ハネ	捷捷 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 部首がはっきりしている場合は同じと見なす 別の文字にならない場合は同じと見なす
出る、出ない	𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵 𣎵𣎵

項目	文 字 例			
交差の有無	偕偕	垢垢	消消	
長短	八八 座座	絰絰 最最	倅倅	
トメ・ハライ に頼るもの	嚙嚙 遐遐 洳洳 邦邦 跚跚	𪗇𪗇 𪗇𪗇 𪗇𪗇 溢溢 邊邊	湊湊 𪗇𪗇 𪗇𪗇 𪗇𪗇 灌灌	
筆押さえの有無	𪗇𪗇	齋齋		
縦画・斜め	直直 巢巢	𪗇𪗇 𪗇𪗇	𪗇𪗇	
「酉」の形状	醴醴	𪗇𪗇		
「瓦」の形状	𪗇𪗇	𪗇𪗇		
「九」の形状	𪗇𪗇	𪗇𪗇		

項目	文 字 例
「冢」の形状	逦 逦 塚 塚 遯 遯
「音」の形状	響 響
「食」の形状	餽 餽
「郎」の形状	螂 螂
「言」の形状	誥 誥
土と土	簞 簞 「罇」の中では書き分けがないので同じと見なす 書き分けがある場合は、元字の形状に合わせる
見かけの面数	簪 簪
その他	𡵓 𡵓 梨 梨 茭 茭 灑 灑 勛 勛

4. 補足

(1) 検討文字 （左側は住基文字、右側は平成明朝）

項目	文 字 例
通常の明朝体と異なる形状	懞 懞
本来の形状から見た場合に問題がある形状	沛 沛

上記2文字に関する検討の結果、以下の通りとなった。

- ・上側の文字：平成明朝体の字形でOKとする。

（明朝体では、「北」の形状を住基文字のようにしない。）

- ・下側の文字：平成明朝体の字形で OK とする。
(JIS の文字で、住基文字の字形が間違っている。)

(2) 判断基準の例

- ・上側はデザインの差と断定できないので、別の文字図形とした。
- ・下側はどちらも「冊」なので、デザインの差とした。

項目	文 字 例
別の文字図形 (一見して部分字形 の差が顕著である場 合)	賢 賢
デザインの差 (トメ・ハライに類 するもの)	跚 跚

(3) 牙に類する形状について

項目	文 字 例
別の文字図形 (画数の違い)	違 違 磔 磔 厩 厩
デザインの差 (長短、接離)	舛 舛 舛 舛 湍 湍 磔 磔 磔 磔 厩 厩 槩 槩 雅 雅 穿 穿

参考 2. 誤字・俗字等の参考

(1) 昭和 58 年 3 月 22 日付け

法務省民二第 1500 号通達

※「しめすへん」、「くさかんむり」、「しんにょう」及び
「しょくへん」の新字体への利用について

法務省民二第一、五〇〇号

昭和五十八年三月二十二日

法務省民事局長 中 島 一 郎

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

「氏又は名に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について
(昭和五十六年九月十四日付け法務省民二第五、五三七号当職通
達)」の一部変更について(通達)

氏又は名に用いる文字の取扱いについては、昭和五十六年九月十四日
付け法務省民二第五、五三六号及び標記の当職通達をもつて示したとこ
ろであるが、本日付け法務省民二第一、五〇一号をもつて「戸籍の氏名
欄又は名欄に記載された文字の訂正に関する「誤字・俗字一覧表」につ
いて」を通達することに伴い、左記の申出があつた場合においても、標
記通達中の記三の取扱いに従つて氏又は名の記載の更正をして差し支え

ないこととするので、これを了知の上、貴管下各支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれない。

記

一 戸籍の氏名欄又は名欄が常用漢字表（昭和五十六年内閣告示第一号）及び戸籍法施行規則別表第二（人名用漢字別表）に掲げる字種以外の漢字で記載されている場合において、その字体を、字体の構成は異にするが同音同義に用いられる康熙字典体に更正する申出。

二 戸籍の氏名欄又は名欄がシメスヘン、クサカムリ、シンニョウ及びビシヨクヘンを部分にもち、その部分が「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」及び「𠂔」とする字体で記載されている場合において、それを「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」及び「𠂔」とする字体に更正する申出。

参考 2. 誤字・俗字等の参考

(2) 平成 2 年 10 月 20 日付け

法務省民二第 5200 号通達

※通用字体以外の文字を、通用字体（新字体）へ更正することについて

法務省民二第5,200号

平成2年10月20日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について（通達）

平成3年1月1日以後における氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いは、次のとおりとするので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれたい。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止するので、念のため申し添える。

第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

1 誤字又は俗字の解消

婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若

しくは名を記載する場合は、当該氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字（別表1及び別表2に記載されている文字を除く。以下第1において同じ。）で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字（別表1及び別表2に記載されている文字を含む。以下第1において同じ。）で記載するものとする。ただし、対応する字種に字体が複数あり、そのいずれの字体に対応するかについて疑義がある場合は、それらの字体のうち「通用字体」（後記なお書き参照）を用いて差し支えない。その他、対応する正字を特定する上で疑義がある場合は、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「監督局」という。）の長の指示を求めるものとする。なお、本通達において通用字体とは、常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のもをいう。）又は戸籍法施行規則別表第2（人名用漢字別表）に掲げる字体をいうものとする。

2 事由の記載

従前の戸籍に誤字又は俗字で記載されている氏又は名を、新たに戸籍にこれに対応する正字で記載した場合には、その事由については戸籍に記載を要しない。

3 告知手続

従前の戸籍に氏又は名が誤字又は俗字で記載されており、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄にこれに対応す

る正字で記載する場合は、戸籍の記載の事前又は事後に書面又は口頭でその旨を告知するものとする。ただし、届書の届出人署名欄に正字で自己の氏又は名を記載して届出をした者に対しては、告知を要しない。

- (1) 告知は、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄に記載する市区町村長（以下「記載市区町村長」という。）又は届出等を受理した市区町村長が行う。届出等を受理した市区町村長が行った場合は、届書等を記載市区町村長へ送付する際に告知した内容を通知するものとする。
- (2) 告知の相手方は、筆頭者氏名欄の氏の場合は、筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は、配偶者。配偶者も除籍されている場合は、同戸籍に記載された他の者全員）に対し、名欄の場合は、本人に対してこれを行う。
- (3) 郵送により告知する場合は、本人の住所地にあて、告知書を発送すれば足りる。また、告知の相手方が届出人である場合に、使用者により届出等がされたときは、使用者に告知書を交付すれば足りる。
- (4) 記載市区町村長は、告知をした日、方法及び内容等を適宜の方法で記録するものとする。なお、告知を要しない場合は、届書の欄外に適宜の方法でその旨を記載するものとする。

第2 戸籍の氏又は名の文字の記載の訂正

戸籍に氏又は名の文字が誤字又は俗字（別表 1 に掲げる俗字を含む。以下第 2 において同じ。）で記載されている場合において、その文字の記載を訂正する申出があったときは、市区町村長限りで訂正して差し支えない。ただし、対応する正字を特定する上で疑義がある場合は、監督局長の指示を求めるものとする。

1 申出人

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の筆頭者（15 歳未満のときは、その法定代理人）及びその配偶者がしなければならない。その一方が所在不明又はその他の事由により申出をすることができないときは、他の一方がすることができ、この場合には、申出書にその事由を記載しなければならない。これらの者が除籍されているときは、同戸籍に在籍している者（15 歳未満のときは、その法定代理人）が共同であることができる。
- (2) 名欄の名の文字の記載を訂正する申出は、本人（15 歳未満のときは、その法定代理人）がなければならない。
- (3) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の名欄に記載されている者（15 歳未満のときは、その法定代理人）がなければならない。

2 申出の方法等

- (1) 訂正の申出は、いつでもすることができる。戸籍記載の基本となる届出と同時にするときは、届書の「その他」欄にその旨を記載すれば足りる。
- (2) 氏又は名の文字の記載の訂正は、一つの戸籍ごとに申出を要するものとする。
- (3) 訂正の申出書（その申出が「その他」欄に記載された届書を除く。）は、戸籍法施行規則第23条第2項の種目により受付の手続をし、戸籍の記載後は、一般の届書類に準じて整理保存する。

3 訂正の及ぶ範囲

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて訂正するものとする。また、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても訂正することができる。

名欄の名の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて訂正するものとする。

4 訂正事由の記載

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の氏又はその者と同一呼称の氏の文字を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。
- (2) 名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、その者の身分事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場

合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の名の文字の記載を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。

(3) 筆頭者の名の文字の記載の訂正に伴って筆頭者氏名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由の記載を要しない。

(4) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載の訂正をする場合は、当該戸籍に記載されている者の身分事項欄にその訂正事由を記載する。

この場合の戸籍の記載は、本日付け法務省民二第5, 201号当職通達をもって示した戸籍記載例210の2及び210の3の例による。

5 訂正事由の移記

氏又は名の文字の記載を訂正した後に、転籍し、新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入籍する者については、氏又は名の文字の記載の訂正事由は、移記を要しない。

6 届書に正字で記載した場合の取扱い

戸籍の筆頭者氏名欄の氏の文字が誤字又は俗字で記載されている場合において、1(1)に記載された者が、届書の届出人署名欄に正字で氏を記載して届け出たときは、氏の文字の記載の訂正の申出があった場合と同様に取り扱い、その氏の文字の記載を訂正することができる。

名欄の名の文字が誤字又は俗字で記載されている者が、届書の届出人署名欄に正字で名を記載して届け出た場合

も、同様とする。

第3 戸籍の氏又は名の文字の記載の更正

戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄の氏又は名の文字については、次の場合に更正することができ、更正の申出があった場合は、市区町村長限りで更正して差し支えない。

1 更正のできる場合

- (1) 通用字体と異なる字体によって記載されている漢字を通用字体の漢字に更正する場合
- (2) 常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字種以外の漢字について、その字体を、字体の構成は異にするが同音同義に用いられる康熙字典体に更正する場合
- (3) 常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字種以外の漢字について、その字体を、通用字体に準じて整理を及ぼした別表2に掲げる字体に更正する場合
- (4) 変体仮名によって記載されている名又は名の傍訓の文字を平仮名の文字にする場合
- (5) 片仮名又は平仮名の旧仮名遣いによって記載されている名又は名の傍訓の文字を現代仮名遣いによる文字にする場合

2 申出人等

申出人、申出の方法等、更正事由の記載、更正事由の移記については、前記第2のうち、1(1)及び(2)、2、4及び5に準じて行う。

この場合の戸籍の記載は、前記当職通達をもって示し

た戸籍記載例 2 1 0 の 4 の例による。

3 更正の及ぶ範囲

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて更正するものとする。著しい差異のない字体への更正の場合は、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても更正することができる。

名欄の名の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて更正するものとする。

なお、父母の氏又は名の文字の記載が更正された場合には、父母と戸籍を異にする子は、父母欄の更正の申出をすることができる。この場合において、子が父母と本籍地を異にするときは、父母の氏又は名の文字の記載が更正された後の戸籍謄（抄）本を添付しなければならない。

4 新戸籍編製等の事由となる届出と同時に申出があった場合の更正の方法

婚姻、養子縁組、転籍等により新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入籍する場合において、その届出と同時に更正の申出があったときは、従前の戸籍で氏又は名の文字の記載を更正する。

筆頭者及び配偶者以外の者が自己の氏を称する婚姻等の届出をし、その者を筆頭者とする新戸籍を編製する場合において、その届出と同時に氏の更正の申出をしたと

きは、更正後の氏で新戸籍を編製し、同戸籍の戸籍事項欄に更正事由を記載する取扱いをして差し支えない。

第4 変体仮名によって記載されている名について

変体仮名によって記載されている名を戸籍の筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄に記載する場合は、従前の戸籍の検索等に支障を来さない限り、平仮名を用いて差し支えない。

別表1 氏又は名の記載に用いることのできる俗字表

鈎（鈎） 館（館） 槁（橋）

栞（桑） 高（高） 寄（崎）

崎（崎） 昇（昇） 舩（船）

兎（兔） 洌（淵） 柳（柳）

寶（寶） 濱（濱） 邊（邊）

注＝括弧内のものは、つながりを示すために添えた康熙字

典体の漢字である。

別表2 通用字体に準じて整理した字体表

啞(啞) 逢(逢) 穉(穉) 鯪(鯪) 飴(飴)

溢(溢) 迂(迂) 鬱(鬱) 厖(厖) 噂(噂)

餌(餌) 焰(焰) 襖(襖) 鶯(鶯) 鷗(鷗)

迦(迦) 晦(晦) 蛎(蛎) 攪(攪) 葛(葛)

鞆(鞆) 竈(竈) 啣(啣) 澗(澗) 灌(灌)

翰(翰) 諫(諫) 翫(翫) 徽(徽) 祇(祇)

俠(俠) 卿(卿) 饗(饗) 僅(僅) 軀(軀)

櫛(櫛) 屑(屑) 邗(邗) 繫(繫) 頸(頸)

倦(倦) 捲(捲) 齟(齟) 諺(諺) 巷(巷)

麴(麴) 甌(甌) 桺(桺) 薩(薩) 鯖(鯖)

鎔(鎔) 讚(讚) 繡(繡) 酋(酋) 薯(薯)

諸 (諸) 哨 (哨) 廠 (廠) 蔣 (蔣) 醬 (醬)

鞘 (鞘) 蝕 (蝕) 逗 (逗) 摺 (摺) 蟬 (蟬)

撰 (撰) 煽 (煽) 賤 (賤) 噌 (噌) 曾 (曾)

遡 (遡) 搔 (搔) 瘦 (瘦) 遜 (遜) 驂 (驂)

腿 (腿) 蛸 (蛸) 迥 (迥) 樽 (樽) 歎 (歎)

簞 (簞) 瀦 (瀦) 抄 (抄) 槌 (槌) 鎚 (鎚)

搥 (搥) 辻 (辻) 鄭 (鄭) 擢 (擢) 溺 (溺)

填 (填) 顛 (顛) 堵 (堵) 屠 (屠) 賭 (賭)

斫 (斫) 栲 (栲) 涛 (濤) 禱 (禱) 滌 (滌)

遁 (遁) 謎 (謎) 灘 (灘) 櫛 (櫛) 迓 (邇)

祢 (禰) 囊 (囊) 這 (這) 蠅 (蠅) 剝 (剝)

箸 (箸) 澆 (潑) 醅 (醞) 叛 (叛) 樋 (樋)

逼 (逼) 桧 (檜) 謬 (謬) 瀕 (瀕) 蔽 (蔽)

瞥 (瞥) 庖 (庖) 蓬 (蓬) 頰 (頰) 鱒 (鱒)

迄 (迄) 俛 (僂) 麴 (麴) 儲 (儲) 餅 (餅)

藪 (藪) 鑪 (鑪) 愈 (愈) 猷 (猷) 萊 (萊)

漣 (漣) 煉 (煉) 榔 (榔) 竈 (竈) 蟬 (蟬)

注＝括弧内のものは、つながりを示すために添えた康熙字典体の漢字である。

参考 2. 誤字・俗字等の参考

(3) 平成 6 年 11 月 16 日付け

法務省民二第 7005 号、第 7006 号通達

※第 7005 号通達

- ・「しめすへん」、「しんにょう」、「しょくへん」及び「あお」の新字体への利用について
- ・誤字の解消について

※第 7006 号通達

- ・俗字の取り扱いについて

法務省民二第7005号

平成6年11月16日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関係通達等の整備
について（通達）

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成6年法務省令第51号。第58条及び付録第11号様式から付録第14号様式までの改正部分を除く。）が本年12月1日から施行されること等に伴い、平成2年3月1日付け法務省民二第600号当職通達その他の関係通達等を下記のとおり改めるので、これを了知の上、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止をするので、念のため申し添えます。

記

第1 戸籍記載例

1 戸籍法施行規則付録第7号戸籍記載例の改正

(1) 随従入籍

父又は母の婚姻により新戸籍が編製される場合にこれと同一の氏を称する子が入籍するときの記載例（改正前の番号81及び82の項）を削る改正がされた。

これに伴い、従来、筆頭者の死亡後、その生存配偶者が自己の氏を称して婚姻したときは、その戸籍に同籍する子は、父又は母に従い、その父又は母の戸籍に入籍するものとされていたが（昭和29年7月1日付け民事甲第1335号当職回答）、この取扱いを次のように改める。

ア 筆頭者の死亡後、その生存配偶者が自己の氏を称して婚姻したときは、その戸籍に同籍する子は、当然にはその父又は母の戸籍に入籍しないものとする。

イ アの子がその父又は母の戸籍に入籍するには、同籍する旨の入籍の届出によってするものとする。

したがって、父又は母の婚姻により新戸籍が編製される場合に、これと同一の氏を称する子が入籍する旨の追完届は、これを行うことができない。

(2) 名の変更

名の変更届があった場合の記載例中「名を「鉄吉」と変更届出」が「名の変更届出」と改められた（改正後の番号187の項）。

2 戸籍記載例通達の改正

平成2年3月1日付け法務省民二第600号当職通達で示した戸籍記載例の一部を別紙1のように改正する。

改正の要点は、次のとおりである。

- (1) 改正後の記載例番号62から70までの項及び104から106までの項の記載例を新たに加え、改正前の記載例番号180の項を改正後の記載例番号225の項に移動した。
- (2) 離縁の調停が成立したがその届出をしないため職権記載をする場合の養親の戸籍の養父母の各身分事項欄の記載例（改正後の番号102の項）に許可日を加えた。
- (3) 15歳未満の者の名の変更届があった場合の記載例（改正後の番号188の項）を改めた。
- (4) 父又は母の婚姻により新戸籍が編製される場合にこれと同一の氏を称する子が入籍する旨の追完届があった場合の記載例（改正前の番号123及び124の項）を削った（1(1)参照）。

第2 氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

- 1 平成2年10月20日付け法務省民二第5200号当職通達中「第1新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い」の項を別紙

2のように改める。

2 改正前通達による取扱いにより正字で記載した俗字の取扱い

1による改正前の当職通達による取扱いにより漢和辞典に俗字として記載されている文字を正字で記載した場合において、従前の戸籍に記載された俗字への変更の申出があったときは、1による改正後の当職通達第3の文字の記載の更正の申出があった場合の処理に準じて更正して差し支えない。

第3 名の傍訓の取扱い

従来、出生、帰化、就籍、氏名変更等の届出に際して、届出人から戸籍に名の傍訓を記載されたい旨の申出がされた場合には、これを記載しなければならないとされていた。また、名に傍訓が付されている者が婚姻、養子縁組等により新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入籍する場合には、新たに記載する戸籍の名欄の名にも傍訓を付するものとされていたが（昭和6年4月24日付け民事第469号民事局長回答、昭和50年7月17日付け法務省民二第3742号当職通達、昭和56年9月14日付け法務省民二第5537号当職通達）、この取扱いを次のように改める。

1 名の傍訓は、戸籍に記載しないものとする。

2 婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製若しくは改製により従前の戸籍に記載されている名を移記する場合には、傍訓の記載は、移記しないものとする。

第4 日本標準時地外の地で死亡した者の死亡の日時の記載

従来、日本標準時地外の地で死亡した者の死亡の日時を戸籍に記載するには、死亡地の標準時によるが、届出人が日本標準時による記載を希望するときは、死亡地の標準時による記載に併せて日本標準時による記載をしても差し支えないものとされていた（昭和35年4月12日付け民事甲第883号当職通達）。この取扱いを改め、死亡地の標準時によってのみ記載するものとする。

第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

婚姻，養子縁組，転籍等による新戸籍の編製，他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合，又は認知，後見開始等により戸籍の身分事項欄，父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合において，当該氏又は名の文字が従前戸籍，現在戸籍等において誤字又は俗字で記載されているときの取扱いは，次のとおりとする。

1 俗字等の取扱い

戸籍に記載されている氏又は名の文字が次に掲げる文字であるときは，そのまま記載するものとする。

(1) 漢和辞典に俗字等として登載されている文字

(2) 別表2に記載されている文字

(3) 「𠂔」，「𠂔」，「𠂔」，「青」を構成部分にもつ正字の当該部分がそれぞれ「𠂔」，「𠂔」，「𠂔」，「青」と記載されている文字

2 誤字の取扱い

(1) 誤字の解消

戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字（1に掲げる文字を除く。）で記載されているときは，これに対応する字種及び字体による正字（別表1及び別表2に記載されている文字を含む。）で記載するものとする。

ただし，対応する字種に字体が複数あり，そのいずれの字体に対応するかについて疑義がある場合は，それらの字体のうち「通用字体」

（後記なお書き参照）を用いて差し支えない。その他，対応する正字を特定する上で疑義がある場合は，監督法務局若しくは地方法務局又はその支局の長の指示を求めるものとする。なお，通用字体とは，常

用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては，括弧の外のものをいう。）又は戸籍法

施行規則別表第2（人名用漢字別表）に掲げる字体をいう。

(2) 事由の記載

従前の戸籍に誤字で記載されている氏又は名の文字を新たに戸籍にこれに対応する正字で記載した場合には、その事由については、戸籍に記載を要しない。

(3) 告知手続

従前の戸籍に氏又は名の文字が誤字で記載されており、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄にこれに対応する正字で記載する場合は、戸籍の記載の事前又は事後に書面又は口頭でその旨を告知するものとする。

ただし、届出書の届出人署名欄に正字で自己の氏又は名を記載して届出をした者に対しては、告知を要しない。

ア 告知は、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄に記載する市区町村長（以下「記載市区町村長」という。）又は届出等を受理した市区町村長が行う。届出等を受理した市区町村長が行った場合は、届書等を記載市区町村長へ送付する際に告知した内容を通知するものとする。

イ 告知の相手方は、筆頭者氏名欄の氏の場合は筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は、配偶者。配偶者も除籍されている場合は、同戸籍に記載された他の者全員）に対し、名欄の場合は本人に対してこれを行う。

ウ 郵送により告知する場合は、本人の住所地にあて、告知書を発送すれば足りる。また、告知の相手方が届出人である場合に、使用者により届出等がされたときは、使用者に告知書を交付すれば足りる。

エ 記載市区町村長は、告知をした日、方法、内容等を適宜の方法で記録するものとする。なお、告知を要しない場合は、届書の欄外に適宜の方法でその旨を記載するものとする。

法務省民二第7006号

平成6年11月16日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局第二課長

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について
(依命通知)の一部改正について(依命通知)

本日付け法務省民二第7005号をもって民事局長から戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関係通達等の整備について通達されたところですが、同通達第2の1により平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達の一部が変更されたことに伴い、標記平成2年10月20日付け法務省民二第5202号当職依命通知中「第1 通達の運用について」の項を下記のとおり改めますので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれるよう通知します。

なお、変更後の通達による取扱いは、平成6年12月1日以後に受理した届出等に基づき戸籍に記載する場合に適用し、再製については、同日以降に再製が完了する場合に適用するものとします。

記

第1 俗字等の取扱いについて

- 1 通達第1の1(1)の漢和辞典に俗字等として掲載されている文字とは、漢和辞典に俗字として掲載されている文字のほか、漢和辞典に同字、古字又は本字として掲載されている文字をいう。
- 2 通達第1の2(1)の誤字を正字で記載する場合の正字には、漢和辞典に同字、古字又は本字として掲載されている文字をも含むものとする。
- 3 漢和辞典に俗字として掲載されている文字及び通達第1の1(3)の文字の

例は、別表で示すとおりである。

- 4 3の別表に記載されていない文字（通達別表1及び別表2に記載されている文字並びに漢和辞典に同字、古字及び本字として掲載されている文字を除く。）については、これに対応する字種及び字体による正字で記載して差し支えない。
- 5 4の取扱いにより正字で記載した後、当該文字が漢和辞典に俗字として掲載されている文字又は通達第1の1(3)の文字であることが本人の申出により明らかになったときは、通達第3の文字の記載の更正の申出があった場合の処理に準じて更正して差し支えない。

別 表

部首	俗字等	正字
一 部	丈	丈
	万	万
	刃	丑
	世	世
	世	世
丿 部	久	久
	乘	乘
丨 部	事	事
二 部	五	五
亠 部	亭	亭
	亮	亮
人 部	今	今
	仞	仞
	做	作
	佞	佞
	倅	倅
	倩	倩
	倉	倉

部首	俗字等	正字
	杰	傑
儿 部	兑	兌
	兒	兒
	兜	兜
八 部	兼	兼
	兼	兼
	兼	兼
	兼	兼
一 部	冤	冤
冫 部	清	清
几 部	凡	凡
凵 部	出	出
	出	出
刀 部	刃	刃
	切	切
	初	初
	剏	剏
	前	前

部首	俗字等	正字
	劒	劍 劍
	劒	劍
力 部	功	功
	勗	勗
	勢	勢
	勢	勢
匕 部	业	北
十 部	卅	卅
	外	升
	外	升
	卉	卉
	卒	卒
	協	協
厂 部	厚	厚
	原	原
又 部	友	友
口 部	吉	吉
	命	命

部首	俗字等	正字
	喜	喜
	善	善
	噠	噠
	噠	噠
	噐	噐
	噠	噠
	噏	噏
	嚙	嚙
	嚴	嚴
口 部	四	四
	国	国
	圍	圍
	圓	圓
	圖	圖
土 部	土	土
	土	土
	坐	坐
	垂	垂

部首	俗字等	正字
	埒	埒
	場	場
	塚	塚
	堯	堯
	堯	堯
	塩	塩
	壇	壇
	塢	塢
	塹	塹
	墳	墳
夕 部	𠂔	多
	𠂔	多
	𠂔	夢
大 部	奇	奇
	奈	奈
	奧	奧
女 部	婧	婧
	嬈	嬈

部首	俗字等	正字
子 部	孛	學
	學	學
宀 部	宇	宇
	亓	宜
	寇	寇
	冑	冑
	寄	寄
寸 部	導	導
尸 部	𠂔	𠂔
山 部	岡	岡
	崗	岡
	𠂔	岡
	靖	靖
工 部	左	左
	左	左
巾 部	帆	帆
	帶	帶
	帽	帽

部首	俗字等	正字
	幣	幣
干 部	𠂔	年
	𠂔	年
	幸	幸
	并	并
幺 部	幼	幼
广 部	座	座
	庶	庶
	庵	庵
	康	康
	廐	廐
	廣	廣
	鄺	廛
	壩	廛
	廳	廳
廴 部	延	延 延
	廻	廻
卩 部	弊	弊

部首	俗字等	正字
	彛	彛
弓 部	吊	弔
	弯	彎
彡 部	戾	彦 彥
彳 部	御	御
心 部	恠	怪
	念	念
	悅	悅 悅
	恩	恩
	恭	恭
	悴	悴
	慕	慕
	慥	慥
	憇	憇
	黼	黼
	懼	懼
戈 部	戛	戛
戶 部	𠂔	所 所

部首	俗字等	正字
	𠂔	所 所
手 部	𢦏	拔
	𠂔	承
	搥	搥
	撻	撻
	撻	撻
	撻	撻
	撻	撻
	撻	撻
	攢	攢
攴 部	攴	攴
	數	數
	數	數
文 部	攴	文
方 部	攴	於
	族	族
	旃	旃
	旃	旃

部首	俗字等	正字
日 部	𣎵	旨
	𣎵	映
	𣎵	昭
	晉	晉
	昂	昂
	暹	暹
	𣎵	𣎵
日 部	𣎵	𣎵
	𣎵	𣎵
	曾	曾
	會	會
木 部	杖	杖
	耒	耒
	染	染
	栢	柏
	桑	桑
	精	精
	楮	楮

部首	俗字等	正字
	𣎵	𣎵
	權	權
	槌	槌
	槁	橋
	槁	橋
	樹	樹
	榼	榼
	槓	槓
	榿	榿
	櫓	櫓
	櫓	櫓
	榿	榿
止 部	歲	歲 歲
	歲	歲
歹 部	殲	殲
氏 部	氏	氏
	民	民
水 部	決	決

部首	俗字等	正字
	況	況
	汎	派 派
	泰	泰
	添	添
	淵	淵
	減	減
	準	準
	渙	漁
	漆	漆
	滄	滄
	潛	潛
	滄	滄
	過	過
	漚	漚
	漚	漚
火 部	為	為
	烺	烺

部首	俗字等	正字
	煨	煨
	煑	煑
	燵	燵
	燠	燠
	燧	燧
	燴	燴
	燹	燹
爻 部	爾	爾
片 部	片	片
牛 部	牟	牟
犬 部	猜	猜
	猿	猿
	獫	獫
玉 部	玼	珍
	瑯	琅
	琴	琴
	璉	璉
	璵	璵

部首	俗字等	正字
	璲	璲
甘 部	𦰩	甘
	甚	甚
田 部	畱	留
	疇	疇
皿 部	盟	盟
	監	監
目 部	直	直
	直	直
	冒	冒
	眞	眞
	睛	睛
石 部	石	石
	礪	礪
示 部	𡇗	𡇗
	礻	礻
	礻	礻
	礻	礻

部首	俗字等	正字
衣 部	裏	裏
	褪	褪
	縫	縫
	襖	襖
	襖	襖
	襖	襖
西 部	西	西
見 部	規	規
角 部	角	角
	解	解
言 部	諄	諄
	譴	譴
	譴	譴
	譴	譴
	譴	譴
	讓	讓
	讓	讓
貝 部	負	負

部首	俗字等	正字
	賤	財
	貳	貳
	賄	賄
	賢	賢
	賄	賄
	賄	賄
	賄	賄
走 部	赳	赳
足 部	腿	腿
車 部	軌	軌
	輒	輒
	輒	輒
	輒	輒
	輒	輒
辰 部	辰	辰
辵 部	辵	辵
	辵	辵
	辵	辵

部首	俗字等	正字
	適	適
	選	選
	遁	遁
	適	適
	邂	邂
	遽	遽
	邁	邁
	邀	邀
	遼	遼
	遭	遭
	邇	邇
	邃	邃
	遯	遯
	邈	邈
	邊	邊
	邊	邊
	邐	邐
	邃	邃

部首	俗字等	正字
	遼	遼
	邇	邇
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
邑 部	邐	邐
酉 部	邐	邐
里 部	邐	邐
金 部	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐
	邐	邐

部首	俗字等	正字
	鎖	鎖
	鏈	鏈
	鋒	鋒
	鐵	鐵
	鑕	鑕
	鍋	鍋
門 部	濶	闊
	闢	闢
阜 部	隨	隨
	隧	隧
	隆	隆
隹 部	難	難
雨 部	雨	雨
	暹	暹
	霰	霰
	隼	隼
青 部	彪	彪
	晴	晴

部首	俗字等	正字
	靚	靚
	靚	靚
	靚	靚
	靜	靜
	靚	靚
	靚	靚
面 部	面	面
革 部	靚	靚
	靚	靚
	靚	靚
	靚	靚
頁 部	靚	靚
食 部	飢	飢
	飢	飢
	飢	飢
	飢	飢
	飢	飢
	飢	飢

部首	俗字等	正字
	𩚑	𩚑
	𩚒	𩚒
	𩚓	𩚓
	𩚔	𩚔
	𩚕	𩚕
	𩚖	𩚖
	𩚗	𩚗
	𩚘	𩚘
	𩚙	𩚙
	𩚚	𩚚
	𩚛	𩚛
	𩚜	𩚜
	𩚝	𩚝
	𩚞	𩚞
	𩚟	𩚟
	𩚠	𩚠
	𩚡	𩚡
	𩚢	𩚢

部首	俗字等	正字
	𩚣	𩚣
	𩚤	𩚤
	𩚥	𩚥
	𩚦	𩚦
	𩚧	𩚧
	𩚨	𩚨
	𩚩	𩚩
	𩚪	𩚪
	𩚫	𩚫
	𩚬	𩚬
	𩚭	𩚭
	𩚮	𩚮
	𩚯	𩚯
	𩚰	𩚰
	𩚱	𩚱
	𩚲	𩚲
	𩚳	𩚳
	𩚴	𩚴
	𩚵	𩚵

部首	俗字等	正字
	麗	麗
	麤	麤
	麤	麤
黽 部	鰲	鰲
鼎 部	𩰫	鼎
鼓 部	鼓	鼓
鼠 部	鼯	鼯

参考 2. 誤字・俗字等の参考

(4) 平成 22 年 11 月 30 日付け

法務省民一第 2905 号通達

※「誤字俗字・正字一覧表」の改訂について



法務省民一第2905号

平成22年11月30日

法 務 局 長 殿

地方法務局長 殿

法 務 省 民 事 局 長

「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」について」の一部改正について（通達）

本日、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）が告示され、また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成22年法務省令第40号）が施行されたこと等に伴い、平成16年10月14日付け法務省民一第2842号当職通達を下記のように改正しますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

- 1 本文中「本年9月27日付け法務省民一第2665号当職通達」を「平成22年11月30日付け法務省民一第2903号当職通達」に、「本日付け法務省民一第2841号当職通達」を「平成22年11月30日付け法務省民一第2904号当職通達」に改める。
- 2 凡例の1中「平成16年9月27日付け法務省民一第2665号民事局長通達」を「平成22年11月30日付け法務省民一第2903号民事局長通達」に、「平成16年10月14日付け法務省民一第2841号民事局長通達」を「平成22年11月30日付け法務省民一第2904号民事局長通達」に改める。
- 3 凡例の3（1）①中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。
- 4 「誤字俗字・正字一覧表」を別紙のように改める。

1 常用漢字表の配列順に配列した。
2 括弧が添えられていないものは、通用字体である。
3 (一)内の字体は、規則別表第一の二に掲げる字体である。
4 (一)内の字体は、常用漢字表において括弧が添えられて
いる漢字のうち、子の名に用いることのできない字体である。
5 (一)内の字体は、従前は子の名に用いることができた字
体であるが、昭和五十六年十一月以降は子の名に用いるこ
とのできない字体である。
6 (一)内の字体は、2から5までに含まれない漢字で黒組

イ	ア	正字等
為威安嵐愛	愛	戸籍に記載されている文字
為・威女嵐	嵐	
威		
域	(爲)	正字等
連	偉	戸籍に記載されている文字
遠	偉	
域	倭	
	倭	

「頭」又は漢字「世」で「正」となっている字体である。

7 ●の付されている字体は、別字（同字、古字又は本字を含む）であるが、誤記される例が多いので、中出がある場合には、訂正を認めるものである。

8 () 内の字体は、五、〇〇号通達別表に掲げる字体である。

3 ▲の付されている字体は、漢和辞典に俗字として登録されている文字であり、中山がある場合には、訂正を認めるものである。

[illegible]

幹	(寬)	匄	閑	問	取	喚	勸	(卷)	甘
幹	寬	勸	肉	問	致	喚	勸	卷	耳
幹	寬	閑	閑	問					
幹			閑						

岳	(學)	隔	(覺)	革	角	(栳)	柿	垣	解
岳	學	隔	覺	革	角	栳	柿	垣	解
	學	學	覺	再	再	栳		垣	
	學	學	覺			栳		垣	
	學	學	覺			栳		垣	
	學	學	覺			栳		垣	
	學	學	覺			栳		垣	
	學	學	覺			栳		垣	

岸	丸	鑑	(環)	環	(館)	館	監	(關)	閑	管
岸	丸	鑑	環	館	館	監	閑	閑	閑	管
岸	丸	鑑	環	館	館	閑	閑	閑	閑	
岸			環	館	館	閑	閑	閑	閑	
岸			環	館	館	閑	閑	閑	閑	
岸			環	館	館	閑	閑	閑	閑	
岸			環	館	館	閑	閑	閑	閑	
岸			環	館	館	閑	閑	閑	閑	

干	刈	(鏹)	鏹	釜	(葛)	葛	且	澗	掛	(樂)
干	刈	鏹	鏹	釜	葛	葛	且	澗	掛	樂
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	
		鏹	鏹	葛	葛	葛	且	澗	掛	

御	魚	救	宮	究	求	白	舊	久	逆	詒	菊
御	臭	救	宮	究	求	回	舊	久	送	詒	菊
御			宮	究		白					菊
御											
御											
御											
御											

規	寄	歸	歸	鬼	起	記	軌	紀	岐	岩	岨
規	寄	歸	歸	鬼	起	記	軌	紀	岐	岩	岨
規				鬼	起	記		紀			
				鬼	起			紀			
				鬼	起			紀			
				鬼	起			紀			
				鬼	起			紀			

鄉	教	教	強	胸	恭	狹	協	京	漁
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	
鄉	教	恭	胸	恭	狹	協	京	漁	

儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜
儀	義	宜	輝	旗	貴	幾	喜	龜

ㄣ

〔惠〕	〔惠〕	契	莖	徑	形	郡	〔薰〕	薰	〔勳〕
惠	惠	契	莖	徑	形	郡	薰	薰	勳
惠	惠				形		薰	薰	勳
惠	惠				形		薰	薰	勳
							薰	薰	勳
							薰	薰	勳
							薰	薰	勳
							薰	薰	勳
							薰	薰	勳
							薰	薰	勳

〔近〕	均	極	〔曉〕	仰	競	〔橋〕	〔鄉〕
近	均	極	曉	仰	競	橋	鄉
近	均		曉		鏡	橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉
	均		曉			橋	鄉

ㄣ

〔迎〕	〔藝〕	慶	〔繼〕	繼	景	敬	〔經〕	經	啓
迎	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓
	藝	慶	繼	繼	景	敬	經	經	啓

勳	君	熊	掘	隅	空	具	〔謹〕	筋	琴	〔勤〕	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金
勳	君	熊	掘	隅	空	具	謹	筋	琴	勤	金

(滌)	(從)	重	充	襲	酬	衆	修	秋	(周)	周
涇	從	重	充	襲	酬	衆	修	秋	周	周
澆		重	充			衆	修	秋		
澆		重	充				修			
澆		重								
澆		重								
澆		重								

種	酒	取	若	實	鹿	(滋)	(滋)	漆	辭
種	酒	取	若	實	鹿			漆	辭
	酒	取	若	實	鹿			漆	
	酒		若	實				漆	
			實					漆	
			實					漆	

潤	準	順	純	俊	述	出	(肅)	淑	(祝)	祝	叔
潤	準	順	純	俊	述	出	肅	淑	祝	祝	叔
潤		純	純	俊		安		淑			
潤		純	純	俊				淑			
潤		純	純	俊				淑			
		純	純	俊				淑			
		純	純	俊				淑			

秀	(收)	収	樹	(壽)	壽
秀	(收)	収	樹	(壽)	壽
	收		樹	壽	壽
			樹	壽	壽
			樹	壽	壽
			樹	壽	壽
			樹	壽	壽
			樹	壽	壽

照	象	〔燒〕	〔晶〕	〔勝〕	章	涉	〔笑〕	〔稱〕	〔祥〕	祥
照	象	燒	唱	勝	章	涉	笑	稱	祥	祥
照				勝	坪	涉	笑	稱	祥	祥
照				勝			笑		祥	祥
照				勝					祥	祥
哭				勝					祥	祥
敗				勝					祥	祥

升	〔敍〕	〔助〕	〔諸〕	〔緒〕	〔緒〕	〔庶〕	〔所〕	〔所〕	〔初〕	〔處〕	〔處〕
升	敍	助	諸	緒	緒	庶	可	所	初	處	處
外							所	所	初	處	處
外							所	所	初	處	處
外							所	所	初	處	處
外							所	所	初	處	處

〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕	〔讓〕
讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓
讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓
讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓
讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓
讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓	讓

〔將〕	〔霄〕	〔霄〕	〔昭〕	〔昭〕	〔松〕	〔昇〕	〔承〕
將	霄	昭	昭	松	昇	承	承
將	霄	昭	昭	松	昇	承	承
將	霄	昭	昭	松	昇	承	承
	霄	昭	昭	松	昇	承	承
	霄	昭	昭	松	昇	承	承

(眞)		頁	津	信	仲	尻	(觸)	植	色
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞
真	真	真	真	真	真	真	眞	眞	眞

(瀨)	裾	杉	(敗)	数	崇	(穗)	穗	垂	(圖)	須
瀨	裾	杉	数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須
			数	数	崇	穗	穗	垂	圖	須

(尋)	尋	甚	人	親	新	(慎)	(瘕)	森	(進)	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進
尋	尋	甚	人	親	新	慎	瘕	森	進	進

政	齊	齊	征	(西)	(聲)	(成)	成	正	世	是
政	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是
	齊	齊	征	西	聲	成	成	正	世	是

〔誠〕	〔聖〕	〔勢〕	〔晴〕	〔盛〕	〔清〕	省
泮	聖	勢	晴	盛	清	省
	聖	勢	晴	盛	清	省
	聖	勢	晴	盛	清	省
	聖	勢	晴	盛	清	省
	聖	勢	晴	盛	清	省

〔船〕	〔旋〕	〔淺〕	〔節〕	〔節〕	〔節〕	〔雪〕
船	旋	淺	節	節	節	雪
船	旋	淺	節	節	節	雪
船	旋	淺	節	節	節	雪
船	旋	淺	節	節	節	雪
船	旋	淺	節	節	節	雪

折切	積威	石斥	整	〔靜〕	〔誓〕	〔精〕
批	切	積	威	石	斥	整
批	切	積	威	石	斥	整
批	切	積	威	石	斥	整
批	切	積	威	石	斥	整
批	切	積	威	石	斥	整

莊	奏	壯	〔祖〕	〔祖〕	〔禪〕	〔善〕	〔前〕	〔前〕	〔薦〕	〔戰〕
莊	奏	壯	祖	祖	禪	善	前	前	薦	戰
莊	奏	壯	祖	祖	禪	善	前	前	薦	戰
莊	奏	壯	祖	祖	禪	善	前	前	薦	戰
莊	奏	壯	祖	祖	禪	善	前	前	薦	戰
莊	奏	壯	祖	祖	禪	善	前	前	薦	戰

〔總〕	〔總〕	〔曾〕	〔曾〕	〔乘〕	〔艸〕	〔艸〕	〔壯〕
操	總	僧	曾	桑	倉	艸	壯
操	總	僧	曾	來	倉	艸	壯
操	總	曾	曾	來	倉	艸	壯
			來	來	倉	艸	壯
			來	來			
			來	來			
			來	來			
			來	來			

〔屬〕	〔息〕	〔藏〕	〔藏〕	〔增〕	〔增〕	〔造〕	〔造〕	〔霜〕
屬	族	藏	藏	藏	增	像	造	霜
屬	族	藏	藏	藏	增	像	造	霜
		藏	藏	藏	增			
		藏	藏	藏	增			
		藏	藏	藏	增			
		藏	藏	藏	增			
		藏	藏	藏	增			
		藏	藏	藏	增			

〔澤〕	〔龍〕	〔龍〕	〔戴〕	〔泰〕	〔帶〕	〔對〕	〔多〕	〔尊〕	〔尊〕
卓	澤	龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
卓	澤	龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
	澤	龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
		龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
		龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
		龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
		龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊
		龍	戴	泰	帶	對	多	尊	尊

〔致〕	〔知〕	〔壇〕	〔段〕	〔男〕	〔鍛〕	〔端〕	〔淡〕	〔棚〕	〔達〕	〔但〕
致	知	壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
致	知	壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但
		壇	段	男	鍛	端	淡	棚	達	但

示					
峰	〔寶〕	〔邦〕	邦	包	慕
峰	寶	邦	邦	勞	包
峰	寶	邦	邦	勞	勞
寶	寶	邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞
		邦	邦	勞	勞

平					
〔平〕	文	覆	福	復	服
平	文	覆	福	復	服
平	文	覆	福	復	服
			福	復	服
			福	復	服
			福	復	服
			福	復	服
			福	復	服
			福	復	服
			福	復	服

本	堀	睦	牧	北	望
本	堀	睦	牧	北	望
本	堀	睦	牧	北	望
本	堀	睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望
		睦	牧	北	望

〔邊〕	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊
邊	邊	邊	邊	邊	邊

養	陽	葉	容	幼	〔譽〕	〔興〕	〔優〕	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優
養	陽	葉	容	幼	譽	興	興	優

量	涼	良	旅	侶	〔隆〕	〔隆〕	〔龍〕	〔雷〕	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留
量	涼	良	旅	侶	隆	隆	隆	雷	留

〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕	〔柳〕
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳
柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳	柳

麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴
麗	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴

